会　議　録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | **令和３年度第１回湖南市障がい者施策推進協議会** |
| 開催日 | 令和３年(2021年)10月1日(金)　午後２時から |
| 開催場所 | サンライフ甲西　１階大会議室 |
| 【出席委員】  稲葉委員、藤田委員、古岡委員、中作委員、金子委員、楠田委員、松田委員、上野委員、長島委員、永田委員、桐髙委員、中島委員、永坂委員、  【欠席委員】（０名） | |
| 【次第】  １、部長あいさつ  ２、委嘱状交付  ３、会長・副会長の選任  ４、委員自己紹介  ５、議題  （１）第３次湖南市障がい者の支援に関する基本計画について  　　　・第４章障がい者福祉の施策についての概要と説明（資料１）  　　　・障がい者福祉計画、障がい児福祉計画の進捗状況、実績報告（資料２～４）  （２）湖南市の障がい福祉の課題について  ６、その他 | |
| 【資料】  資料１：障がい福祉施策進捗管理  資料２～４：障がい福祉計画の達成状況  参考資料１：障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要  参考資料２：計画の位置づけ  参考資料３：湖南市の障がい福祉の課題 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 発言者 | 会議の経過/発言内容 |
| 事務局  部長  事務局  事務局  会　長  副　会　長  事務局  会長  事務局  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  事務局  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  事務局  会長  事務局  次長 | それでは進めさせていただきます。本日の出席委員は、委員13名様全員のご出席いただいておりますので、本協議会運営要領第２条に基づき本会議が開催できることをご報告させていただきます。  また、本日の会議の内容は会議録として市のホームページに掲載されますこと、また録音のほどさせていただきますこと、合わせてご了承をお願い致します。  まず資料の確認をさせていただきます。  事前にお渡ししております資料としまして、  ・会議次第  ・委員名簿  ・資料１　（第３次湖南市障がい者福祉の施策について）  ・資料２～４　（障がい者福祉計画、障がい児福祉計画の進捗状況）  ・参考資料１～３  ・第3次湖南市障がい者の支援に関する基本計画の冊子  それから、本日配布させていただきました資料として  ・資料２の差し替え　一部印刷が切れておりましたので、差し替えをご用意させていただいております。それからご意見シート　をお配りさせていただいております。ZOOMで参加の委員の方には、メールにて配信をさせていただいております。足りない資料はございませんでしょうか。  申し遅れました、わたくし社会福祉課長の園田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。  それでは、次第に基づきまして、はじめさせていただきます。  まず、健康福祉部長からごあいさつ申し上げます。  【部長あいさつ】  みなさま、こんにちは、健康福祉部長蒲谷でございます。  本日はご参加いただきましてありがとうございます。  今日は第1回目の障がい者施策推進協議会ということで、最初の開会のあいさつをさせていただきます。  日頃は福祉の推進に格別のご尽力とご理解をたまわっております。この場を借りましてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。  本日はご多忙のところご出席いただきありがとうございます。  あわせまして皆様には、この協議会の委員のご就任につきまして、ご快諾いただきまして合わせてお礼申し上げます。ありがとうございます。  昨日をもちましてようやく、滋賀県に出ておりました緊急事態宣言が解除となっております。  しかしながら感染防止対策は一人一人の感染防止が大事でございまして、一人一人が意識を持ちながら新しいこのコロナ禍での生活を実践していくことが大事と思っております。  本日はこの後、第3次障がい者の支援に関する基本計画を策定委員の皆様方や市民の皆様方にお世話になりまして策定することができました。  この計画についてご報告させていただいたり、当市の障がい福祉全般にかかる課題につきましてご報告させていただきますので、活発なご議論をいただけたらと思っております。  また、限られた時間ではありますが、どうかご活発なご議論、ご協議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、最初の、始まりのごあいさつとさせていただきます。本日どうぞよろしくお願いいたします。  ありがとうございました。  続きまして、委嘱状の交付をさせていただきます。  本来ですと、お配りさせていただくところですが、コロナウイルス感染症予防のためということで、お席にお配りさせていただいております。  令和４年度末までの２年間となります。どうかよろしくお願いいたします。  それでは、今年度第1回目の会議となりますので、次第とは順序が逆になりますが、「次第　４の自己紹介」をお願いいたしたいと思います。  次第には、各委員よりひとことずつと書かせていただいておりますが、後ほどそちらのほうはお願いさせていただきたいと思いますので、まずはお名前のほう、自己紹介をお願いいたします。  名簿の順番にお願いいたしたいと思います。  ―各委員自己紹介―  名簿の順番にあいさつ  ―事務局自己紹介―  ありがとうございました。それでは「次第３　会長・副会長の選任」に入らせていただきます。  本協議会は「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」に基づく協議会であり、当該第28条に「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める」となっておりますが、いかがいたしましょうか。  ―事務局一任でお願いします。―  ありがとうございます。事務局一任の声をいただきましたので、事務局のほうから選任させていただきます。  　会長に金子秀明様、副委員長に桐高とよみ様を選任させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。  ―異議なし―  ありがとうございます。それでは、会長は金子秀明様、副委員長は桐高とよみ様にお願いいたします。会長、副会長に一言ずつごあいさつをお願いします。  改めまして、金子です。  みなさま　本日はご苦労様です。湖南市の方ではこういう素敵なデザインのプランを作られており、コロナ禍の状況で、いま障がいを持つ人達がどういう暮らしをしているのか、少しでもここに書かれているプランの中のテーマが進んでいるのか、今どんな支援が必要なのか。非常に短時間　そして開催会議の頻度は少ないですが、短時間ではございますが意見交換ができますよう、本日はよろしくお願いします。今年一年間よろしくお願いいたします。  桐髙と申します。わたしも、普段から障がいのある方の相談支援を行っているのですが。現場でも課題が複雑化し、家族の方との関係が希薄になったケースは日々感じているところです。障がい者福祉の施策でもそういう面も考慮しながら、推進していかなければいけないのかと思っていますので、今年一年よろしくお願いします。会長をサポートしていきたいと思います。よろしくお願いします。  ありがとうございます。それでは議長につきましては、「協議会運営要領」第３条に基づき、会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。  それでは、さっそくですが議題のほうに入らせていただきます。  最初の確認としてこれ一時間半ぐらいです。  緊急事態宣言が解除されたとはいえ、感染の予防に配慮しなくてはならないということで。1時間半を見込んでおりますので、コンパクトに進めていきたいと思います。  さっそく議題の１としまして「第３次湖南市障がい者の支援に関する基本計画」につきまして、概要の説明と進捗状況、実績報告までをまとめて事務局のほうから説明をお願いいたします。  （資料１・資料２～４について説明）  それでは説明の方をさせていただきたいと思います。資料１を中心に説明をさせていただきますが、あわせて、お手元の障がい福祉計画の28ページ以降からの説明になりますので、第4章をご覧ください。障がい福祉計画の進捗管理になる基本目標について設定させていただています。参考資料としてそれぞれの指標を設定させていただいています。今回の計画で新たに設定したものと、引き続き取りませていただくものがあります。変更したものを中心に説明させていただきます。  施策1につきましては、「発達支援システムの充実」を「切れ目のない発達支援システムの充実」とし、一人ひとりの発達と成長を支援することをより深く目指していくことを目標としています。指標の方も前回は、「発達支援室での面談件数」としていましたが、「関係機関との連携数」とし、支援のつなぎ方が確認できるものとしました。また湖南市として大事にしています発達支援システムの認知度が、計画策定時のアンケート調査で59.6％と少し低めであったため、発達支援システムを知らない人を減らすということをもうひとつの指標とさせていただきました。資料１の一番上になるような令和２年度の実績値となっております。  続きまして施策２につきましては、「支援が必要な子どもの早期発見・対応」として、就学前のこどもが支援機関につながっている割合を設定していましたが、相談や検討を踏まえてつながっているかどうかを重視する指標にかえさせていただきました。  施策３につきましては、「個別の教育支援計画の作成率」を指標としていましたが、市内ではほぼ作成が達成できているため、「保育園・幼稚園・こども園への巡回相談の件数」として早期からの相談体制を把握するという方向に変更させていただきました。  続きまして施策４について、「放課後等の児童対策の充実」としていましたが、「放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実」といたしました。共生社会の理念を大事にした過ごしの場の充実、学童保育所における障がいのある子の通所件数を指標としています。障がい福祉のサービスとしてではなく居場所として考えるという視点で変更しています。  続きまして施策5については、同じ目標になりますので、省略させていただきます。施策６は「就労の促進」から「就労につなげ、働き続けられるしくみづくり」と変更しております。一般就労で働くことはもちろん重要ですが、湖南市らしい社会資源であるチャンスワークこなんとの連携がわかるように変更しております。  施策７については「相談支援と情報提供の充実」について、「相談支援の計画数」から「計画相談員数」として、実際に計画を立てられる相談員の人数に変更しております。サービス提供にあたり、プランを作成する計画相談員の確保が重要になり、事業所数はもちろんですが、それぞれの担当者数の充実させることを目標としました。この目標は次の施策８にもつながるものですが、サービスを利用するにあたりサービス等利用計画の充実が重要と捉えています。施策９については変更ありません。  次に施策10ですが、「住まいの確保」から「その人らしい生活を支える暮らしの場の確保」とさせていただきました。住みなれた場所での暮らしを支援していくことを目指します。障がいの重度化や親亡き後、介護者の高齢化に伴い施設やグループホームの調整、地域生活支援拠点事業の整備などを進めてまいります。施策11も前回の計画を継続いたします。施策12は障がいのある人が差別がないと感じる地域社会の理解を促進することを目標とし「障がい者虐待・差別防止研修会の参加人数」を指標としています。また計画策定時のアンケート調査において、「人権侵害を受けたことがない」と答えた人の割合が、18歳以上の障がい者の方で49.3%と50%を下回っており、何らかの権利侵害を受けておられることがわかりました。よって、その割合が減ることを目標として設定しています。続きまして、施策13.14は前回を継続します。施策15移動の確保につきましては、同行援護サービスの不足が課題としてありますので「同行援護サービスの利用者数」を指標に加えています。  施策16「災害への備え」については、避難行動要支援計画の要支援者名簿が作成されているかどうかが指標となっていましたが、実際の支援につながっているかどうかを把握するために「障がいのある人の災害時個別支援プランの策定件数」として、実際のプランが策定されているかという点に変更しています。資料１の説明は以上になります。  続きまして資料２～４に基づき実績のご報告をさせていただきます。実績値につきましては、つばさプランの62ページから掲載になります。資料２は第６期障がい福祉計画、第２期障がい児福祉計画の成果目標です。前回と大きな変更点はありません。施設入所者の地域移行などについて記載しています。詳細については資料の現状評価の欄に記載しておりますので、事前配布の資料と当日資料をご確認いただければと思います。  資料３、４につきましては、令和２年度の障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの利用実績となっております。昨年度はコロナ禍の影響を受けた実績となっており、前年度との比較や評価がしづらい状況になっておりますので、参考としてご覧いただきたいと思います。以上で資料１～4の説明をさせていただきます。  コンパクトに説明をしていただきました。数値につきましては、コロナ禍の影響を受けて評価が難しいですが、ニーズを反映した状況になっているかは資料から読み取っていただければと思います。ただいまの説明を受けまして委員のみなさまからご質問等ありませんか。  無いようでしたら、二つめの湖南市の障がい福祉の課題についてということで、みなさまからのご意見をいただきたいと思います。これまでの施策推進協議会の方では、大きく分けると就労と親亡き後の問題があります。就労ということで企業の方から様々な支援をいただいており、いかに変化してきたかということや、やはり重度の障がいのある人の住まいの確保、親亡き後の課題がグループホームの入居者の数としても変わっていない。今後どういうことが考えられるか、これまでの会議の中で大きなテーマになってきたかと思います。  そして、ただいま説明いただきましたが、少しコメントさせていただくと去年度から猛威を奮った中で数値が伸びていない部分があったのですが、実際その影響が障がいがある人、特にひきもりがちな人であったり、もともと社会とのつながりを持ちづらかった人たちにとって、どういう影響がありますかという調査依頼がありまして、先日当事者の方から聞き取りを始めているところです。なかには「３月から障がい者就労で働けるようになって週４回働けるようになったが、生産調整が入り週１回の出勤になりました」と「給料は９割が保障されると聞いていますが、出かけていくところがなく一人暮らしなので、一日誰とも話さない日がたくさんあるんです」という声を聴いています。「お金が９割もらえても行くところがなくてしんどい」というお声。イベントや楽しみにしていたことがほとんどなくなった。施設の行事も、みんなで出かけたり、みんなでご飯を食べるということがほとんどなくなった。アルバイトしていたが、去年の５月６月は全く収入がなくなった。しんどいのは収入がなくなって生活が苦しいということもあるが、みんな大変だということが報道でも言われるので、みんなそう言っているので、それで「しんどいということを言ってはいけないという空気がしんどい」と答えてくれた方がおられました。  そういう意味で、今は大変な時代でいろいろなつながりが持ちづらかった人であるとか、この計画の中にも「働きたい・輝きたい・意欲にこたえる」「自分らしく輝きたい」社会参加の促進というテーマがありますが、昨今そうはなっていないという状況も踏まえて、どんな支援があるのか、どんな課題があるのかということを委員のみなさまからいただければと思います。  親の会等の活動もコロナ禍を受けて全くできていません。リモートという会議もあるとは思いますが、保護者が70代80代となるとリモートの対応そのものができないので、カラオケなどの交流も行けない。何を提供すればよいのかというのが、今の現状です。こどもたちも重度の障がいがあると、ショートステイ等も全く利用できす、用事があっても連れていくか家族の誰かに調整してもらい預かってもらう状況が多い。そういう方が多いと感じています。  親の会の活動の在り方としてリアルなご意見をいただきました。他にコロナ禍でこんな声を聴いたというようなことございませんか。  私のところも活動が止まったままであるというのは同じ状況です。やはり現実に年代層が幅が広く、特に今の時期に今年に入ってからですが、春以降コロナワクチンの接種が始まったのですが、高齢の方は早く受けられるのですが、逆に若い小さなこどもさんを抱えた保護者の方もおられますので、予防接種をしたから集まるという選択にはならないというのが現実です。早期接種が全体に進み環境が整えばよいと感じています。  コロナ禍での活動というところの課題がリアルにご意見としていただきました。事務局からの説明でもありました、人権文化の醸成と権利の擁護というところでいうと、コロナ禍で活動の場面に参加する機会そのものがなくなっているという声は本当にたくさん聞いています。コロナに感染したことでクラスターに発生した事業所に対する従業員、家の近所の人でないかとか、中にはネットで陽性者の住所の特定であるとか、そういった差別というか、排除が起きたことも事実だったと思います。そういう意味で、いろいろな経験をされたご意見、いかがでしょうか。地域社会の在り方というような視点でご意見ありませんでしょうか。  利用者支援を中心に取り組んでおり、クラスターの話もありましたが、大変な1か月だっただけでなく、利用者の方も負担があったと感じている。把握できていないだけかもしれないが、地元地域は温かいご理解、支援があった。逆に職員にも家族がある中で、正確に状況を知る必要性とそれぞれのプライバシーを守るせめぎあいの中で非常に難しい現実というのが、これ避けられないところがあり、みんなを守らなければならない難しさがありました。本当にどこの事業所もご苦労をされていると思います。一方、地域の方が利用されるショートステイ、すべてをシャットダウンさせた形で来ています。こういう時期だから利用希望があることも承知していながら、入所者を守る必要があるということも、こういう表現がよいのか悪いのか別にして、事業所としてのもどかしさもあります。  ありがとうございました。コロナ禍で大変こともあったが、今までの結びつきの中で乗り越えてきたと、残念ながらショートステイが利用きないという親御さん切実な声もありましたし、現実に日中は通所施設に働きに来ていたい人が感染予防ということで外出が止められて、ショートステイが必要ということはわかるけれどもという、入所者の健康を守るために止めざるを得ないというジレンマ、そういう中でこんな工夫をした、コロナの中でもこんな活動もあるというご意見ございましたらお願いします。  日中活動の事業所ですが、食事の場面であったり、場所を広げて食事を摂る状況で、今までは同じ場所で、会話しながら、みんなで食事を摂るということをしていましたが、大事にしてきたことを変更して対応しています。密にならないような対応をしています。また送迎の必要な方がたくさんおられまして、限られた送迎車の中でなるべく空間をあける、窓をあけて送迎する、そういったことを人数を減らして時間をかけて対応し、外出等もできるように対応しています。  幸いここ10年ほど、話は少し変わるのですが、障がい者就労情報センターから、利用者さんと職員とのグループで、外でペアになって草刈りの仕事をいただいておりて、外作業であると密になるとかは関係ない作業になりますので、むしろ活動がしやすい状況があります。外にでることを積極的に確保している面もあります。それから地域エネルギー課の方のサツマイモ空中栽培の活動にもグループで参加しています。そういった活動で、今までの旅行に行くか、大きなイベントはできていませんが、小グループで活動することでそういった活動を保証できるよう取り組んでいます。答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。  いろいろな工夫をしたり、利用者さんが外に出たり車で密にならないような工夫をし、さまざまな企業の方にご協力いただきメンテナンスであったり、共同受注をし、外に出ていくことで作業を継続できていたり、一方で喫茶であったり弁当であったり、食に関する仕事は減ったグループもありますが、そういった工夫をしながら違うことに転換していかなければならないこともあろうかと思います。あとで、就労の方の工夫についてはご意見をいただければと思います。  　コロナ禍においてというところで、学校教育の場面で生徒さんの様子とか、卒業後の進路とか変わってきたというところはございますでしょうか。  はい。児童生徒の様子ですが、授業の合間にこまめに手洗の消毒をしているのですが、低学年の児童も消毒のトレーを見たら、すっと手を出すことが習慣づいており、ありがたいのですがこのようなことが習慣づいていることがどうなんだろうという気持ちにもなっています。学校は一応空間が広いので、距離を取りながら学習をすすめていますが、学校のレベルに応じて暮らす単位でしか学習ができないとか、校外学習はしているのですが、レベルに応じてそれぞれ設定している状況です。問題なのは、就労に向けて実習になかなか行けなかったり、特に企業就労を目指している生徒については、実習の受け入れが難しいと、どういうことが得意なのか等の見極めができなかったりということが困っています。切実な状況です。  はい、ありがとうございます。今就労の部分で、実習というお話、先ほどショートステイで外部の受け入れが難しいという話と同じで、企業就労の体験という貴重な見極めのアセスメントという場面が難しいなという実態が出されました。実際にボランティア活動や地域活動において支えておられる、特に社協ではサマホリとかですね、春休みも冬休みもこどもたちの余暇支援というものをされているわけですが、そのあたりはやはり影響がありますでしょうか。  やはりコロナ禍で対面とか距離感を保つことが難しく、どうしても長期休暇で楽しみにしていただいていたホリデースクールは、２年続けて実施しておりません。ただ、やはり児童生徒さんが「今年もないのかな」と思っていただいている面もありましたので、ボランティアさん、地域の方と接したり、会うことを楽しみにしていただいていたので、直接難しいですが、いろいろな楽しい体験ができるといいなという思いで、地域の方のお力を借りながら動画配信したり、他法人のサロンに来ていただいている方にご協力いただき、クラフトや塗り絵など一緒にお届けをしたり、一同に集まれない中で、絵本の読み聞かせの動画を見て保護者さんとこどもさんで一緒に楽しんでもらう時間を持つなどしました。地域の方の協力をいただきながら学校と違う形で余暇の確保をしていければと考えています。  それからコロナ禍で障がいの計画相談をしているわけですが、電話で必ず時間をかけてきてくださる方もできました。場所が変わると対応ができないので、電話でいったんお聞きすることも大事であると感じています。  先日、企業の人権推進の委員をしている関係で、企業への就労の模擬面接官として学校に行かせていただく機会がありました。緊張はされていましたが、前向きな生徒さんばかりで意欲的に就職したら何をしたいということを一生懸命話でくださいました。コロナ禍でも頑張っていただきたいと感じた場面がありました。以上です。  ありがとうございました。いろいろな工夫をされているということでご紹介いただきました。サロンとの交流というお話の中で、就労できていないとか、なかなか作業に入れないとか、ここ数年ずっと、サマーホリデーのこどもたちのゲームを作ったり、絵をかいたりとか、裏方として活動させてもらっており、それはそれで自分はどこにも行けないと自己肯定感が低かった人が、こどもが喜んでくれるという、誰かの役に立っているということが、本人たちの励みになって支援される一方じゃないという、そういうところでとても喜んで取り組んでくれている。こういう表情で活動できるんだということや、どこにつながっていくのかということが見えて喜んでいます。  養護学校の生徒さんも貴重な体験の機会や実習の機会がないことが、事業者側も工夫をしていく必要があるのかなと考えさせられました。いろいろなサービスが使いづらいという中で、実際のサービス提供の中でしている工夫とかあれば教えていただきたい。いかがでしょう。  はい。サービスもそうなんですが、コロナ禍の場合、陽性者の方の情報の共有の難しさ、プライバシーの問題などいろいろあり、考えながら日々すごしておりました。先日サービス調整会議の「こどもの支援連絡会」においても。同じようなことが課題というか、難しさというか話題にありました。こどもさんについては、養護学校に通っておられ、複数の放課後等デイサービスをご利用されているということで、さまざまな場所に一人の方が来られる。その中で陽性者が出た場合の対応がなかなか難しく、福祉現場あるいは学校現場は、基本的に平時の時から連携していきましょうということは共有しているのですが、コロナは少し違うという皆さま方の課題意識がありまして、感染症法に基づく予防、対応。基本的なことを押さえていただく方がよく、保健師さんに「こどもの支援連絡会」に来ていただき、感染症法に基づき情報の共有などをお話いただきました。その時言われたのが、当然ですが、情報提供は陽性者、発症した当事者が自分の所属に伝えるということが大前提。第三者が伝えるような情報共有はありえないと。不安になることもあると思いますが、基本にのっとった対応が大事ですね。  もうひとつは、サービス調整会議の各部会からコロナ感染症に対する情報がでてきますので、事業者情報ということで掲載させていただいていますので、確認いただければと思います。  今お話しのありましたサービス調整会議の中での情報共有というところ、私共のところでも陽性者と濃厚接触者が出て、当然了解のもとホームページに掲載して、実際にグループホームとか暮らしの場面は支援を続けなければならない。で、支援員も休ませなければならない。職員がその日だけ来てくれるわけでもないので、非常に数は減る、支援は増えるという状況の中でしんどかったなというのもありましたが、情報を共有できてまわりがこういう対応をしてきたんだということがわかると安心感というか、安心できる状況ではないのですが、自分のところだけではなくどこでも起こり得るもの、ということで対応できたかなと思います。噂でなく実態に基づいた報告が周りにとって励ましであり、安心感になるのだと思います。  そういうところで事業者だけでなく地域の中で様々なイベント事を中止して、単身生活を営んでいる方の広い意味での孤立をなくすという意味で自治会で活動なさっている委員様からご意見いただけますか。  今回、障がいがある人ということですが、区、自治会としてコロナの状況で困っていることは、やはり自治会として、まち協の中ではこども食堂など８月くらいまでは気を付けながら行っていたが、蔓延防止であるとか、先日の緊急事態宣言の中では中止ということで、まちづくりセンターの方も９月は事業停止という形でした。役員会等も同じです。７月は夏祭りっぽいことをやったのですが、おととしは台風、昨年はコロナという中で、行事をやめてばかりであると継承ができないので、小規模ながら実施としたという状況です。  住民の方から活動が少なくなってきている中で事業の必要性や、自治会の在り方などリアルなご意見としてお聞きしました。一方で災害への備えということで、今年の夏には大雨ということで市内にも避難指示が市民レベルでも発令されました。ここ数年各地で震災だけでなくさまざまな自然災害があり、その時に自治会や隣近所のつながりで何とか助かった、そういった時に障がい者、高齢者といった要支援者の方がどうみなさんで支えていくか、情報を共有しながら支援するかということが、ここでも施策目標の16というところで、あがっておりますので、そういったところも含めて身近な問題化と思うのですが、いかがでしょうか。  さきほどのお話にもありましたが、民生委員もことごとく行事が中止になっております。特に身近な小学校との交流もほとんどなくなり、この状態でよいのかなと感じていますが、その中で二つ、一つ目は、災害時の要支援の件ですが、それぞれ民生委員の９学区あるうちで、活動の方法は学区ごとに違うのですが、要支援者名簿を民生委員が独自で作っていこうと、市の方でも市独自のものがありますが、民生委員で気になるご家庭、一人暮らしのご家庭の見守りを少しずつ広げていこうかということで、活動を始めています。少しずつですが、支援の必要なご家庭のサポートをしています。  二つ目は、PRになるかもしれませんが、「親子ふれあいの集い」という小さいお子さんを支えあう集いがあるのですが、湖南市と社会福祉協議会および民生委員会主体で行う集いです。Zoomでですね、はじめてなんですが、各ご家庭でインターネット環境がある方は参加することができますので、ぜひ参加いただきたいと思います。  それから民生委員の活動とは別でお聞きしたいことがあるのですが、グループホームというものについて、障がいがある方にもグループホームを整備する必要があるとあるのですが、介護保険の方でも湖南市内で４中学校区を単位にありますが、ここに障がいのある方が利用するというのはどういうことかわかりづらいのですが。  事務局説明お願いできますか。  失礼します。グループホームについて説明させていただきます。高齢者の方向けのグループホームと、障がい福祉サービスとしてのグループホームがあります。資料１にはなりますが、市内のグループホームについて記載しておりまして、12ホームが現在あります。こちらは障がいがある方がご利用できるホームになります。ただし、障がいがある方でも高齢になられて要介護認定を受けられた場合は、高齢者のグループホームをご利用される方もあります。そのまま障がいのグループホームを利用し続けられる方もあります。  高齢のグループホームについて説明させていただきますと、４圏域に整備しましたグループホームは地域密着型のホームになります。市民の方限定で認知症対応型のグループホームになります。自立度でⅡa以上の方が原則として対象となります。  説明ありがとうございます。高齢障がい者の方も増えている中で、障がいの支援だけでなく介護に支援も必要な方が増えてきている中で、障がい区分でいう区分５、区分６というのは、行動障害があったり障がいが重い方、介護だけでなく支援量が非常に多い方たちへの支援体制があるグループホームが必要であるという声はありますが、その体制を作っていく難しさはあります。特段重点目標として、施策として取り組んでいく、取り組んでほしいという親の会からのお声がずっとあり、ご意見いただきながら取り組んでいます。  　委員がお話いただきましたように活動自体が休止している中で、Zoomを使って工夫したりということは非常に素晴らしいことだと思いますし、災害時の要支援という意味では、市民のみなさま誰もが身近に考えていただける問題かと思いますので、福祉という課題を超えて考える必要があると思いました。  コロナ禍という点では、コロナだから活動を止めるというのではなく、コロナ禍の中でどのように実施していくのかという点でご意見いただけますか。  みなさんのご意見を聞いていますと、コロナ禍で医療崩壊といわれましたが、障がいのある方の治療において、高齢の方の治療においても、胃ろうなどの治療がどこまで適切に行われているのか、本人の意思はどこにあるのかなど考えていました。クラスターなど現場で大変な思いをして対応いただいたこと、プライベート、個人情報を守りながらの対応、本当に大変だったと思います。  コロナの中でこそ、大事にされないといけないことが見えた場面もあったのかもしれません。ひきもりの方で弟は頑張って働いているのに自分は何もしていないと言っていた人が、養護学校のこどもたちのためにプレゼントを作り続けていたりとか、その中で自分は生きていていいんだということを感じてくれるのは、非常に大きな意味のあることだと感じました。そういう意味で働くこと、誰かとつながることは大事なことであると思います。就労という点から、障がいのある方の企業就労について工夫していることがありましたらご意見お願いします。  みなさま方の今回のお話を聞かせていただいて、企業におきましても、コロナ禍においてコミュニケーションが不十分な、例えば外国籍の就労者であるとかが困られるということは多々出てきておりました。湖南工業団地内では、約6,000人くらいの方が働いていますが、その中でも外国籍の方の比率はどんどん上がっていっています。作業所さんが物資販売に来てくださることも、コロナ禍ではそれを受け入れる企業、そうでない企業もあったでしょうし、それが少しずつ戻ってくると良いなと感じています。大きな声で販売に来てくれると、企業にとっても明るい気持ちにさせてもらえます。また、他の部門でもそうだと思いますが、IT投資も一定必要かと思います。また、市の支援もあったと思いますが、クラウドファンディング、何らかのできることを行う、そういった手法も良いと思っています。  就労ということになると安全という点もすべてに優先して大事になってきます。仕事中にケガをさせてはいけないというのは大前提、身体に障がいのある方の就労は進んでいっていると感じていますが、障がい者雇用についても、できるところから進めていくことが広がればと考えます。  今のお話にありましたとおり、障がい者就労を進めていくという点で安全ということは大事になります。企業さんの方から、会社の文化祭があるからと出店のお声かけをいただく、夏祭りがあるからなかなか外出しづらい方が、そこに浴衣を着て出かけることを楽しみにしていたりと、そういった姿が以前は普通に見ることができて、コロナ禍で見れなくなったことが残念なのですが、そういったことが人として豊かに生きることにつながるんだろうなと感じています。そういう機会がまた戻ってくることを願っています。  　最後に権利擁護、一番困っているという方の声が届きにくい、ご意見いただけますか。  日頃、障がいのある方の権利擁護支援に携わる中で、コロナ禍の点で言いますと、施設に入所されている方への面会に行けない状況が続いていますので、どのように暮らしておられるだろうと見えない部分が多くあります。出会えない中で心配なこと、権利侵害というのは見えずらいものであり、在宅で介護されている方もやはり密室でのことになりますので、第三者の目が入るということは非常に重要なことですが、そこがない、少ないという状況が長く続いているということがまず心配。あとは本当に誰ともつながっていない方がおられ、自転車で買い物にいくことだけが社会との接点であるという方もおられます。コロナのことも、テレビを見られないので情報がなくて、ご存じなく、逆に何の不安もなく過ごされていて、どこかで怒られたか何かでマスクをして外出はするようにはなられたんですが、そういった方も実際に地域で暮らしておられます。実際に格差があるというのはいつも感じています。  センターのことに関して言うと、少人数で事業をしているので一人が感染や濃厚接触者になった場合は、閉所しないといけない状況になってしまうため、そこの危機を感じながら常に活動をしていました。全体的には権利侵害は目に見えないので、どこで虐待が起きているのかが見えにくい状況が続いているなと感じています。  昨年くらいから、もちろん病院等もそうですが、面会できない、家族と会えないということで治療する意欲を失ってしまう、そして、介護施設での調査の中で外部の人との面会が減って、消毒などの業務が増える中で職員の言葉が荒くなったというアンケートあったことを思い出しました。人と人がつながっていくということが、孤立しないこと、社会参加になると思います。  　コロナによってショートステイが利用できない、サービスが利用できないということは周知のことですが、今回できない中でもできることを取り組んでいくという確認ができたと思いますので、課題についての議論は終えたいと思います。次第の６その他に入ります。事務局何かありますでしょうか。  活発なご意見ありがとうございました。大変参考になりました。参考資料の1～３というものをお渡ししております。委員のみなさまにお知りおきいただきたい資料となっておりますので、ご一読お願いします。滋賀県差別のない共生社会条例において、事業所さまについても合理的配慮について条例上の義務として滋賀県では施行されていますが、今後３年の間に国の方でも義務化となります。以上となります。  それではすべての議題を終えましたので、議長を閉じさせていただきます。  ありがとうございました。次回の会議は２月頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いします。  最後に健康福祉部次長よりご挨拶申し上げます。  みなさま、短時間に大変参考になるご意見をいただきありがとうございました。コロナ禍ということで人々の生活様式も一変させてしまいました。みなさまが外に出ること、人との距離、大事だというお話がありましたが、それもコロナ禍により叶わない状況になっており、こういう時に障がいがある方や高齢者の方が取り残されないように、本日いただきましたご意見を踏まえて支援の方をすすめていただき、コロナに負けない、コロナを新たな取り組みのチャンスと捉えられればと思います。本日は大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。  終了　午後３時25分 |